

令和7年第3回

# 臨時会会議録

会 期

令和7年 7月11日(金)

会 議 日

令和7年 7月11日(金)

東串良町議会

## 令和7年第3回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和7年7月11日 午前9時30分  
閉 会 令和7年7月11日 午前9時49分

### 出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

### 欠席議員（1人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 譲一                      5番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	建設課長	寺園 竜二
副町長	大園 保広	住民課長	有嶋 義昭
教育長	金久三男	企画課長	浜屋 啓子
総務課長	中島 孝一	まちづくり推進課長	上原 久
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
福祉課長	小林 真紀子	社会教育課長	吉留 潤一郎
税務課長	西田 博文	総務課長補佐	上野 史生

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎 和治                      書記 清瀧 美東士

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案第26号 全天候型室内遊具購入契約について
- 日程第4 議案第27号 東串良町学校給食共同調理場新築工事の建設工事請負  
変更契約について
- 日程第5 議案第28号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

# 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和7年第3回東串良町議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。  
日程の報告をします。  
日程は、配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番 宮地利雄議員及び1番 上池勝彦議員を指名します。

~~~~~

## ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第3 議案第26号 全天候型室内遊具購入契約について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第26号 全天候型室内遊具購入契約についてを議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

おはようございます。

議案第26号 全天候型室内遊具購入契約について、御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、随意契約した令和7年度地域振興推進事業による全天候型室内遊具について、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、全天候型室内遊具の物品購入金額が700万円を超えるためでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

さきの全員協議会でも今回の契約の方法について説明がありましたが、再度、随意契約になった理由と、あと前回令和6年度に購入されてから1年たっております。メンテナンス、また故障対応等含めて、この株式会社さんのほうの対応の評価も教えていただけたらと思います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

8日に開かれました全協において、今回、随意契約、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用になった理由ということで資料をお配りして説明させていただいたところです。今回の業者選定につきましては、ジャクエツにつきましては、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に準拠した遊具等を製造しているということや、また選定企業のモデル設置としてこども園等において、安全検証等を行った上、より安全性の高い基準を設置している遊具を安全基準に基づいて製造している業者であります。また、なぜこの業者かというところは、その業者のところが企画、製造、販売と全てを手がけていることで、その選定理由に至っているところです。

これらの理由のことで、この地方自治法第167条の2第1項第2号の適用を随意契約として理由として挙げさせていただいております。

また、これまでの令和6年10月に遊具等を導入してからのメンテナンス、また保証等ということですが、遊具がちょっと破れたりとかしたときには、直営店である鹿

## 会 議 の 経 過

児島店のほうがすぐメンテナンスに入りまして、製造元であるところに直ちに引き継いで補修等も行っておりますので、導入後もアフターケアの部分についても、こちらの業者のほうが優れているというところの判断をしています。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

ちなみに鹿児島県内の、例えば、あそVIVA!かのやというような県民プラザの中に入っている屋内施設の遊具など、そういった県内の市町村のほうが契約されていらっしゃる事業所とも比較して、今回の随意契約のほうで事業者さんを選ばれたのでしょうか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

お答えいたします。

ただいまの質問、ほかの屋外・屋内問わずということだと思ってお答えさせていただきましたが、今回の屋内遊具の設置の部分について、導入実績のある鹿児島県内で保育園とか幼稚園で、このジャクエツさんの部分を導入している事業が多かったものですから、そこでジャクエツのほうを選定させていただいております。ただ、県内の屋外・屋内の遊具等がどういったところの企業を採用しているかというところまでは、調査はしておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

実績も含めて、今回の随意契約の事業者さんの選定を選ばれたということでしたが、調査等せずに今回随意契約のほうで、入札はせずにこの事業者さんのほうを選ばれてもよろしかったのでしょうか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

## 会 議 の 経 過

まず、今年度の当初の予算の時点ですね、今年の3月のときに、この室内遊具についての導入に向けて、議会のほうに当初予算の説明で、今回予算が1,400万円ということの説明をさせていただいております。その際、この1,400万円の根拠となる理由として、今回令和7年度に導入する室内遊具の導入となる遊具等も資料等を示して、ジャクエツさんが企画製造している、そういった製品ですよということで説明した上で、予算のほうを原案可決をいただいております。そしてその原案可決をいただいた上で、私たちとしては、この事業を遂行していいということで、相手方と事業を進めるための契約事務を取らせていただいております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

去年も同じ随契、そして、また今年も同じ随契、去年も同じ業者、これちょっと町民の皆さんの耳に入れば何なのという感覚で問われていくと思うんですね。だから見た感じ、今度の品物と金額と、素人ですけど自分たちが見たときに、何でこんなに高いんだろうという気がしてなりません。今、課長が言われたこの業者を選定、随意契約をするに当たって、やっぱり比較対照をすることをしないとイケないと思うんですよ。金額だけじゃなくてほかにも。だから、ほかの例えばそういうメーカーとか、ほかの会社と比較対照したことあるんですか、ないんですか。検討する上で。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

お答えします。

予算を計上するに当たり、いろんな調査等が必要とは思いますが、この室内遊具の導入に向けては、令和6年度、令和7年度、この2か年にわたって、県の補助金を活用し、改善センターの中に室内遊具を設置しようということで計画を進めておりました。令和6年度の事業の時点で、2か年計画ということで、全体的なイメージと、ジャクエツさんということで業者選定した部分も、まず鹿児島に直営店があるということが大きな理由、それから県内の幼稚園、それから保育園においても導入実績があるというところで、この業者選定をしております。そこで、なぜメーカーの比較検討をしていないのかということもあるかもしれませんが、まず、行政としては、実績の高いところ、またこの遊具等については、補償もいろいろありまして、対物とか対人に対してのもしも何かけががあったときには、賠償責任保険にも加入している。また、その製造についても、ISO9001認証を認証していて、品質の面でもかな

## 会 議 の 経 過

り優れているというところで業者選定しておりますので、何ら問題もないと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

反対の立場から言わせていただきます。

今回の随契も含めて、いろんな方面から言われますけど、自分たちとしては、こういう比較対照、検討もできない、どう見ても高過ぎると思われる、こういうことを平気でやっぱりやる。これ、町政のおごりじゃないかといつも思っております。その立場から反対させていただきます。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから、議案第26号 全天候型室内遊具購入契約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこのとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

◆ 日程第4 議案第27号 東串良町学校給食共同調理場新築工事の建設工事請負変更契約について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第27号 東串良町学校給食共同調理場新築工事の建設工事請負変更契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第27号 東串良町学校給食共同調理場新築工事の建設工事請負変更契約について御説明申し上げます。

令和6年第4回東串良町議会臨時会の議決を得て締結した東串良町学校給食共同調理場新築工事建設工事請負契約について、建設工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

この件についても、全員協議会のほうで説明をいただいたんですけども、再度質問いたします。

以前、私も一般質問のほうで財源確保について当時の総務課長に質問させていただいたところ、当時の総務課長が確かに財源確保というのが一番苦慮している面だということと説明をいただきました。国の補助金、解体まで含めて一億数千万円の補助金をもらえると。建設部分については、大体7,800万円弱の補助金をいただけると思っています。その裏には、15億5,200万円程度、過疎債というところで、過疎債を利活用して、財源確保に努めていきたいと思っておりますということでも言われておりました。ただ、過疎債については、枠がございますので、その確保ということが一番大事な部分でということと説明をいただいておりますが、今回この財源については、今現在、どのような形で計画されているかお答えください。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（中 島）

担当課は管理課でございますけれども、先ほど過疎債という発言もございましたので、一応こちらからも答弁させていただきました。また必要があれば、管理課長のほうからも答弁があると思います。

これにつきましては、管理課のほうで国の補助金も活用しているところでございます。今のところ、8,000万円程度は見込まれておりますが、まだこれは確定ではございませんで、今後また確定するというふうに思います。それに基づいて、確定し次第、過疎債もはっきりと金額が決まるわけでございますけれども、管理課の国の補助金を確定額をこちらとしても今待っているところでございます。

補助裏に関しましては、全額過疎債を適用ということで、こちらでは考えております。令和6年度におきましても前金払いで6億3,140万円、既に払ってございまして、国庫が実際入ってきております。その残につきましては、100%過疎債がついておりますので、令和7年度も過疎債につきましては、9億2,500万円程度、一次協議で申請をしておりますので、補助裏に対しましては、全額過疎がつくものと、こちらとしても想定をいたしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
討論なしと認めます。  
これから、議案第27号 東串良町学校給食共同調理場新築工事の建設工事請負変更契約についてを採決します。  
お諮りします。  
本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第28号 令和7年度東串良町一般会計補正予算(第3号)

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第28号 令和7年度東串良町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第28号 令和7年度東串良町一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,708万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億5,806万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから、議案第28号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第3号）を採決  
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会            午前9時49分